

市民税所得割課税額の見方

【特別徴収(給与天引き)の方】特別徴収税額決定通知書の見方

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定 変更通知書 (精算業務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得	またる給与 以外の合計 所得区分 超枠控除額	課税 標準額	調整控除額	税額	特別徴収税額	送達者番号	氏名	株主番号	宛先番付
所得控除	基礎控除 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	控除者 扶養 基礎控除割合	所得控除率	調整控除率	税額	特別徴収税額	納税月分	納税額	納税額	納税額

「税額控除前所得割額」の金額から「概ね1,500円~3,000円(調整控除額)」を差し引き、77,101円未満であれば補足給付の対象となります。(父母で課税されている場合は、上記方法でそれぞれ算出した金額を合算します。)

調整控除額とは、所得税と市・県民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するため、市・県民税の所得割額から一定の金額を控除するもの。特別徴収税額決定通知書には調整控除額の記載欄がありませんが、概ね1,500円~3,000円となります。(扶養や所得の状況により金額が異なります。)

【普通徴収(納付書払い)の方】納税決定通知書の見方

平成 年度 市民税・県民税 課税明細

通知書番号	氏名	課税標準額	調整控除額	税額
営業等所得 3,124,015	社会保険料控除 472,870 生命保険料控除 28,000 地震保険料控除 423	総合課税 2,292,000		
所得金額等	所得控除額		算出税額 137,520	調整控除額 1,500
	基礎控除 330,000		税額控除額 81,900	減免額
	所得控除合計 831,098			
	配当割額		所得奨励金控除額	
	譲渡所得割		配当割等控除額	
控除	控配無 同居老人 老人扶養	特定扶養 老人扶養	所得割額 54,100 均等割額 3,500	県民税 91,680 1,000 54,600 36,000 2,300

「算出税額」の金額から「調整控除額」の金額を差し引き、77,101円未満であれば補足給付の対象となります。(父母で課税されている場合は、上記方法でそれぞれ算出し合算します。)

第3子の数え方

小学校3年生までの範囲内のお子さんの中で、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子としてカウントします。

